

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンワカヤマカイ			
法人名	社会福祉法人若山会			
法人所在地	〒 879-5502			
	大分県由布市挾間町向原1215番地2			
フリガナ	コダマ ユウジ			
書類作成担当者	児玉 裕二			
連絡先	電話番号	097-540-7880	E-mail	wakabaen@lily.ocn.ne.jp

2 補助金の支給要件及び使途

【支給要件】(1つ以上の項目にチェック(✓))	
職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。	
✓	① 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
✓	② 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
✓	③ 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)
【使途】(1つ以上の項目にチェック(✓))	
介護人材確保・職場環境改善等事業により、職場環境改善経費への充当又は人件費(一時金等)の改善を行う方法	
✓	① 人件費の改善の実施
	② 職場環境改善経費への充当

【記入上の注意】

- ・実績報告では、どのような項目の費用にどのくらいの額を当てたかを報告いただきます。
- ・職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や介護助手等の募集経費、その他の金額が含まれます。
- ・「その他の金額」には、補助金の要件である「業務内容の明確化と役割分担」、「現場の課題の見える化」又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの(専門家の派遣費用、会議費等)のみ充当することができます。
- ・職場環境改善経費について、複数の取組を行う場合は、主な使途にあたる項目を選択してください。
- ・介護テクノロジーの導入等を検討している場合には、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」をご活用ください。
- ・職場環境改善経費について、消費税仕入控除税額に充当することはできません。消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 介護人材確保・職場環境改善等事業による人件費改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
✓ 補助金を申請する事業所は、交付対象月において介護職員等処遇改善加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣ)を取得している、又は令和7年4月の介護職員等処遇改善加算に係る体制届を提出します。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 補助金として給付される額は、上記使途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
✓ 都道府県のホームページ等で、介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出先を確認しました。	—

✓ 本介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

(以下のどちらか1つにチェック(✓)すること。)

✓ 【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っていない場合】
介護人材確保・職場環境改善等事業の支払に係る各都道府県の国民健康保険団体連合会から都道府県への支払口座情報の提供に同意します。

【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っている場合】
債権譲渡を行っている振込先の事業所について、都道府県に振込口座情報を提供しています。

令和 7 年 4 月 14 日 法人名 社会福祉法人若山会
代表者 職名 理事長 千島 慶子

【記入上の注意】

- ・ 各証明資料は、都道府県又は指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び用途	
補助金の用途が示されている	○
3 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	○
誓約について、空欄の項目がない	○
別紙様式2-4(補助金)	
補助金を申請予定の各事業所について、交付対象月が1つのみ指定されている。	○
振込先として1つの事業所を選択している。	○
債権譲渡に関して未記入の項目がない	○

振込に関する情報

(別紙様式2-4から集計・転記)

都道府県	① 見込額 (円)	② 振込先の事業所名	③ ②の事業所が債権譲渡を行っており、 別途口座を都道府県に登録する必要がある。
大分県	3,041,038	特別養護老人ホーム若葉苑	債権譲渡をしていない

別紙様式2-4(介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 個票)

法人名	社会福祉法人若山会
補助金の見込額の合計[円]	3,041,038
提出先都道府県での補助金の見込額の合計[円]	3,041,038

【記入上の注意】

- ・都道府県ごとに補助金の要件を満たす必要があり、都道府県ごとに振込先の指定方法等、様式が異なる場合もあることから、補助金の計画書は都道府県ごとに作成することが望ましい。
- ・都道府県をまたいで法人一括での作成を行う場合、別紙様式2-3の補助金の見込額には、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設のみ合計額が記載される。
- ・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
- ・補助金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれる。そのため、振込先の希望を、各都道府県ごとに1つだけ選択すること。
- ・振込先は、原則、介護給付費等の債権譲渡を行っていない事業所を選択すること。債権譲渡を行っている事業所を振込先とする場合、別途、都道府県の指定する様式で法人・事業所の振込先の口座情報等を都道府県に届け出ること。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定	一月あたり介護報酬総単位数 [単位(a)]	1単位あたり の単価[円](b)	交付率 (%)	補助金の 見込額(c) (a×b×c) [円]	交付対象月				国保連合会に登録している口座のうち、振込先の希望(各都道府県で1つのみに「○」を振込先で「-」をしない事業所には「-」を記入)	振込先に選択した事業所が償還を受けられること、および、別途都道府県に振込口座情報提供が必要	○
			都道府県	市区町村									令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月			
1	4472300336	大分県	大分県	由布市挾間町	特別養護老人ホーム若葉苑	介護老人福祉施設サービス	51	○	1,828,870	10,000	8.3%	1,517,962	○				○	債権譲渡をしていない	○
2	4472300419	大分県	大分県	由布市挾間町	若葉苑ショートステイサービス	短期入所生活介護	21	○	272,673	10,000	8.3%	226,318	○				-		
3	4472300419	大分県	大分県	由布市挾間町	若葉苑ショートステイサービス	介護予防短期入所生活介護	24	○	0	10,000	8.3%	0	○				-		
4	4491300135	由布市	大分県	由布市挾間町	特別養護老人ホーム若葉苑ユニゾム型	地域密着型介護老人福祉施設	54	○	653,267	10,000	8.3%	542,211	○				-		
5	4471300436	大分県	大分県	由布市挾間町	若葉苑ショートステイサービスユニゾム型	短期入所生活介護	21	○	0	10,000	8.3%	0	○				-		
6	4471300436	大分県	大分県	由布市挾間町	若葉苑ショートステイサービスユニゾム型	短期入所生活介護	21	○	4,155	10,000	8.3%	3,448	○				-		
7	4472300427	大分県	大分県	由布市挾間町	若葉苑デイサービスセンター「トリム」	通所介護	15	○	447,076	10,000	6.4%	286,128	○				-		
8	4472300427	大分県	大分県	由布市挾間町	若葉苑デイサービスセンター「トリム」	通所型サービス(独自)	A6	○	50,936	10,000	6.4%	32,599	○				-		
9	4472300617	大分県	大分県	由布市挾間町	ヘルパーステーションわかば	訪問介護	11	○	134,087	10,000	10.5%	140,791	○				-		
10	4472300617	大分県	大分県	由布市挾間町	ヘルパーステーションわかば	訪問型サービス(独自)	A2	○	26,805	10,000	10.5%	28,145	○				-		
11	4491300010	由布市	大分県	由布市挾間町	デイサービスセンター「わかばの郷」	認知症対応型通所介護	72	○	199,573	10,000	13.2%	263,436	○				-		
12	4491300010	由布市	大分県	由布市挾間町	デイサービスセンター「わかばの郷」	認知症対応型通所介護	72	○	0	10,000	13.2%	0	○				-		
13	4490100668	大分市	大分県	由布市挾間町	デイサービスセンター「わかばの郷」	認知症対応型通所介護	72	○	0	10,000	13.2%	0	○				-		
14																			
15																			
16																			

提出先

大分県

介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件 (令和7年度以降)

区 分		具 体 的 内 容
入職促進に向けた取組	①	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	③	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	④	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	⑥	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	⑦	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	⑧	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
面立支援・多様な働き方の推進	⑨	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	⑩	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪	有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	⑫	有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	⑭	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑮	介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	⑯	事故・トラブアルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組	⑰	厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等)を行っている
	⑱	現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	⑲	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・清潔・様子の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑳	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	㉑	介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	㉒	介護ロボット(見守り支援、移乗支援、排泄支援、移動支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	㉓	業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	㉔	各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共有化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする	
	※小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする	
	㉕	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	㉖	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	㉗	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	㉘	ケアの好事例や利用者、その家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

上記項目に取組み済み、または取組中です